

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 6 条第 1 項及び第 2 項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法第 6 条第 1 項各号又は第 2 項に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、古物営業の許可の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって法第 4 条第 11 号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：